

知多市のめざす教育

令和7年度

令和7年3月

知多市教育委員会

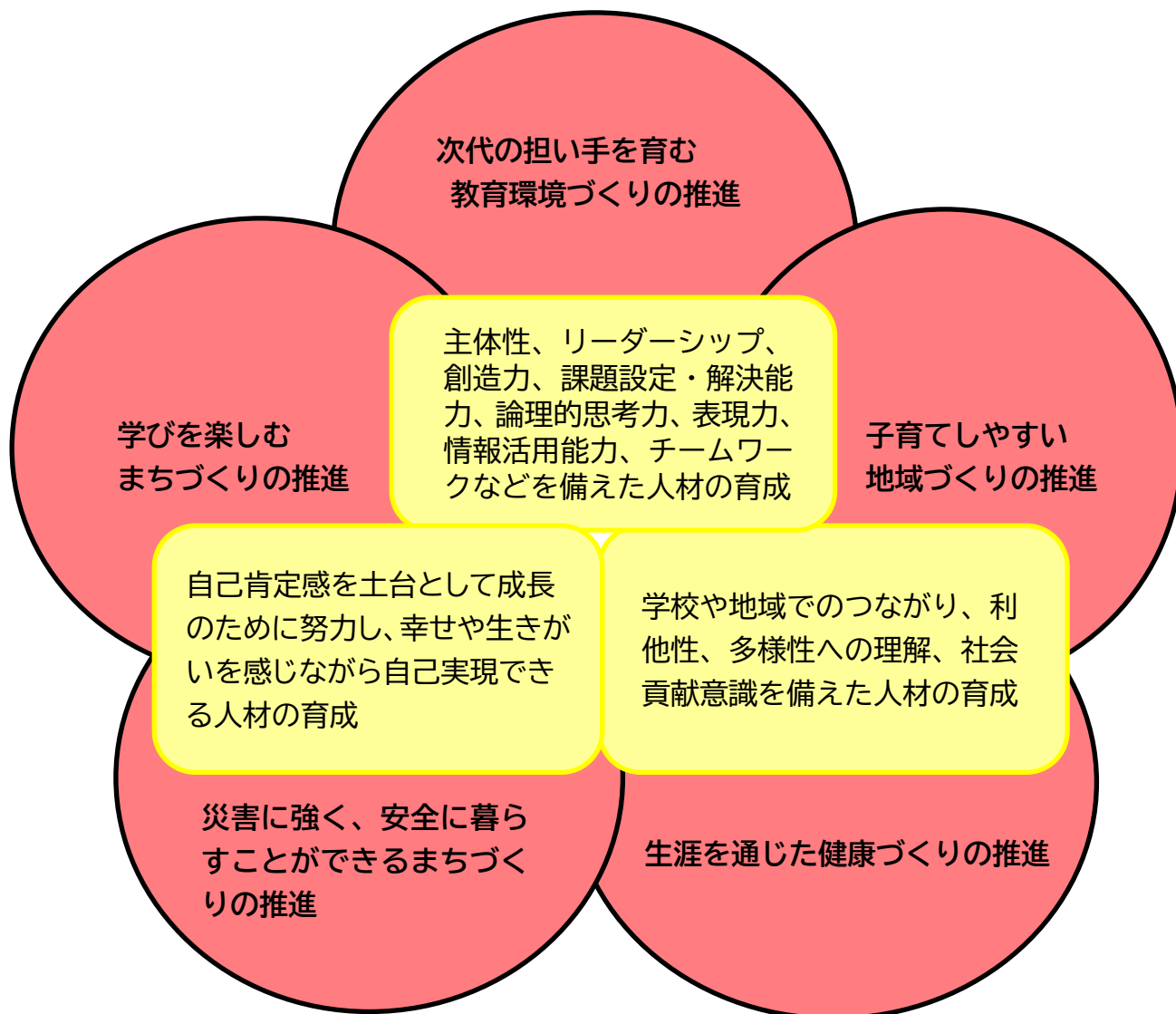
「ひとを育み 未来につなぐ知多の教育」

本市の総合計画では、「理想の未来」を共有し、行動するために、「あたらしく、知多らしく。」を将来像に掲げています。

この「理想の未来」の実現に向けて進めるまちづくりにおいて大切にしていきたい考え方「夢や希望に向かってチャレンジする」「地域全体で子どもを大切に育てる」「人やまちとのつながりを大切にする」「多様性を認め合う」を「まちづくりの基本的な考え方」に示しています。

令和5年6月、第4期教育振興基本計画が閣議決定され、教育政策に関する基本的な方針として「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上」が掲げられました。本市の考え方と国が示す方針が同じ方向性であることから、総合計画の基本目標「ひとづくり」を中心にして、「ひとを育み未来につなぐ知多の教育」を基本指針とした教育行政に取り組みます。

■基本指針を踏まえた教育がめざす3つの「ひとづくり」と5つの「環境づくり」



めざす教育の見方

知多市教育大綱で掲げる基本方針

基本方針 1 子育てしやすい地域づくりの推進

子育て世帯から定住するまちとして選ばれるように、子育てしやすい環境を整えます。安心して子どもを産み育てることができるよう、切れ目のない子育て支援体制を整備し、地域全体で子どもと子育て家庭を支え、未来を担う子どもを育みます。〔政策 1－1〕

第 6 次知多市総合計画における「理想の未来」の実現に向け、優先的かつ戦略的に取り組む政策

【主な施策】

1 基本方針 1－ア

子どもの主体性を育み、家庭や地域の子育て力の向上に取り組めます。

知多市教育大綱に基づき、めざす教育において掲げる単年度における主要施策

- ① 児童・生徒の生活習慣の定着、社会的自立や家庭教育への支援を行います。

基本方針1 子育てしやすい地域づくりの推進

子育て世帯から定住するまちとして選ばれるように、子育てしやすい環境を整えます。安心して子どもを産み育てることができるよう、切れ目のない子育て支援体制を整備し、地域全体で子どもと子育て家庭を支え、未来を担う子どもを育みます。〔政策1-1〕

【主な施策】

1 基本方針1-ア

子どもの主体性を育み、家庭や地域の子育て力の向上に取り組みます。

- ① 児童・生徒の生活習慣の定着、社会的自立や家庭教育への支援を行います。
- ② 保護者の教育的参加に向けた具体的な取組を進めます。
- ③ 教育に関する相談窓口を継続して整備します。また、関係機関と連携し、多面からの支援を進めます。

2 基本方針1-イ

学校、地域、事業者と連携し、子どもが放課後などを安全・安心に過ごすことができる居場所づくりを進めます。

- ① 旭南中学校区（南粕谷小学校・旭南小学校・旭東小学校・旭南中学校）における、コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部について、学校と地域が一体となり、子どもたちを育てるための仕組みづくりを推進します。
- ② コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部について、令和9年度導入校（八幡中学校区・中部中学校区）への導入に向けて準備を進めます。

3 基本方針1-ウ

発達の遅れや障がいのある子どもの相談体制の強化を図るとともに、専門性を活かした教育を行います。

- ① 特別支援教育指導員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教育相談員を含めた「専門家チーム」を活用するほか、「特別支援サポーター（特別支援教育支援員）」を増員し、特別な支援が必要な児童・生徒に対し、きめ細かい対応ができる仕組みを充実させます。

基本方針2 次代の担い手を育む教育環境づくりの推進

子どもたちが多様性を認め合い、よりよい社会や人生を切り拓く力を育むことができるよう、学習活動、スポーツ、文化芸術など様々なことに興味を持ち、取り組むことができる環境を整えます。学校教育では、学校、家庭、地域が連携して子どもたちの学びを支え、確かな学力と、豊かな人間性・社会性を育む質の高い教育環境を整えます。〔政策1－2〕

【主な施策】

1 基本方針2－ア

教科等指導員の活用や若手教員研修などにより、教員全体の授業力向上を図ります。

- ① 現職教育研究事業による現職教育の充実や、教科等指導員の活用、若手教員研修などにより、教員全体の授業力向上を図ります。
- ② 全ての教員がICTを活用して指導する知識や能力を備えることができるよう、ICT活用指導力向上に向けた研修会を開催するほか、効果的な実践が進められるよう好事例を広く周知します。

2 基本方針2－イ

児童・生徒が新しい時代に求められる資質・能力を育むことができるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体化し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めます。

- ① 社会に求められる情報活用能力として、タイピング、ツール活用、共同編集、情報モラルなど、自ら学習の過程を通して知識を関連付けてより深く理解できるよう支援し、個別最適な学びと協働的な学びを一体化した授業改善を進めます。
- ② 児童・生徒が生涯にわたって能動的に学び続け、「学び続けられる子」となるよう、多様な他者と協働し、自ら課題発見に取り組み、それを解決しようとする主体性や協働性を身に付けるために必要な思考力・判断力・表現力を育成します。
- ③ 子どもたちが自らの夢や目標をもち、学ぶ意義や働く意義などについて考え、自分らしい生き方を実現するために、キャリアデザイン推進事業として、小学校では4年生を対象にドリームマップ作成講座、中学校では2年生を対象に「夢」についての講演会を実施し、発達段階に応じた系統的なキャリア形成を行うことができるよう支援します。
- ④ ALT（外国語指導助手）との実践的なコミュニケーションを通して、英語教育の充実を図るほか、外国の文化に慣れ親しみ、グローバル人材の育成を継続して行います。

3 基本方針 2－ウ

地域の人材が、サポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組を推進します。

- ① 学校ホームページや学校だよりなどを活用して、保護者や地域に積極的に情報発信するとともに、学校評議員、ゲストティーチャー、コミュニティ・スクール、ちたっ子ボランティア、大学などの教育関係機関との連携に基づく人材を活用し、地域の声や力を学校運営に活かします。
- ② 旭南中学校区（旭東小学校・旭南小学校・南粕谷小学校・旭南中学校）へと拡大したコミュニティ・スクールと地域学校協働本部について、学校と地域がより円滑に連携・協働できるよう継続的な支援を行いながら、他地区への導入のための準備を進めます。
- ③ キャリア教育の一環として、地元で働いている社会人（職業人）から働くことの大切さや仕事のやりがいについての職業講話を実施します。
- ④ 市の方針や知多市部活動地域移行・地域連携協議会での協議を踏まえ、中学校における休日の部活動は9月から廃止します。また、子どもたちが休日にスポーツ活動、文化芸術活動、ボランティア活動などに参加できるよう、地域団体等と連携しながら機会の提供を進めます。

4 基本方針 2－エ

学校は、家庭、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどと連携を深め、いじめや不登校への対応など、児童・生徒や家庭それぞれの状況に応じた、よりきめ細かい指導・支援を行います。

- ① 知多市いじめ防止基本方針に則り、いじめ防止対策の組織的な対応を進めます。
- ② スクールソーシャルワーカーを増員するとともに、スクールカウンセラー、学校生活適応指導教室（ふれあいスクール「タッチ」）を継続して配置し、不登校傾向にある児童・生徒の早期発見・早期対応に取り組むとともに、ICT機器を活用したオンライン授業など不登校児童・生徒に対して個に応じた支援を行います。

5 基本方針 2－オ

時代やニーズに合った質の高い教育を提供するため、ICT機器を始めとした環境整備を進めます。

- ① GIGAスクール構想により整備したクラウド環境を最大限活用し、ICT機器を普段使いすることで、時間や場所の制約なく学び続けられる環境を整えます。
- ② ICT支援員を配置し、学習活動にとどめることなく学校生活全般でICT機器の活用を図ります。
- ③ 学校サーバのセンターサーバ化により整備した教育ネットワーク環境を活用し、データ連携による、学校の業務改善や学習履歴を活用した指導・評価を進めます。
- ④ 学校と保護者をつなぐ連絡ツールを使って子どもの出席確認をしたり、採点集計業務ソフトを使ってテストの採点や集計業務を行ったりするなど、整備してきたICT機器の活用を進め、学校の働き方改革につなげます。

- ⑤ 校務においても学習系クラウド基盤の積極的な活用を図り、効率的な情報共有、事務の簡略化を実現し、業務の効率化を推進することで児童生徒と向き合う時間の確保につなげます。

6 基本方針 2－カ

快適で安全な教育環境の向上のため、計画的に学校施設などの整備を進めます。

- ① 児童・生徒が快適で安全に学ぶことができる環境の整備のため、老朽化したつつじが丘小学校の体育館や、旭南小学校、南粕谷小学校、八幡中学校及び東部中学校校舎の大規模改修、特別教室への空調整備工事を進めます。また、老朽化した机椅子の取替や、遊具の取替等を適切に行います。
- ② 体育館への空調設備整備に向け、八幡中学校、知多中学校、旭南中学校への空調整備工事を進めるとともに、東部中学校及び中部中学校への整備に向けた実施設計を進めます。
- ③ 八幡給食センターにおける老朽化した施設及び厨房機器の修繕、更新を行い、大量調理施設としての機能を整備するとともに、衛生環境の向上に努めます。

7 基本方針 2－キ

障がいのある児童・生徒が安心して学習できるよう、学習支援や生活支援などを行い、自立に向けた支援をします。

- ① 特別支援教育指導員を配置して、特別支援教育に携わる教員の専門性の向上や支援を行います。
- ② 特別支援サポーター（特別支援教育支援員）を増員して、介助・介護が必要な児童・生徒に対して教員が指導に専念できる環境整備を推進するとともに、特別な支援や配慮が必要な児童・生徒の教育的ニーズに合わせたきめ細かい支援を行います。

8 基本方針 2－ク

外国にルーツを持つ児童・生徒が安心して学習できるよう、日本語初期指導や生活支援などを行い、日本の学校生活への早期適応を支援します。

- ① 日本語初期指導教室指導員を配置して、日本語が分からない児童・生徒が日本の学校生活に早期に適応できるように支援を行います。
- ② 外国人児童生徒指導員を配置して、外国にルーツを持つ児童・生徒への生活支援・学習援助を行います。

基本方針3 学びを楽しむまちづくりの推進

生涯を通じて文化芸術に親しみ、学びを楽しむことができる環境づくりに取り組みます。趣味や学習、就労のための学び直しなど、市民の自己実現意欲が高まり、多様な学びが行われ、さらには、その成果が発揮、披露されることで、学びの楽しさを広く市民に定着させます。〔政策1－4〕

【主な施策】

1 基本方針3－ア

幅広い年代の多様なニーズに対応するため、NPOやボランティアによる学習機会の提供を支援します。

- ① 生涯学習ガイドブックを年2回（4・9月）発行するなど、ちた塾と協働で市民への効果的な学習情報の提供に努め、市民の自主的な学習活動を支援します。
- ② 生涯学習地域推進員を窓口として、地域全体で学校を支援するボランティア活動を推進し、地域と学校の連携を進めます。
- ③ 旭南中学校区（南粕谷小学校・旭南小学校・旭東小学校・旭南中学校）において、地域学校協働活動推進員を中心に地域学校協働本部事業を継続します。
- ④ コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部について、令和9年度導入校（八幡中学校区・中部中学校区）への導入に向けて準備を進めます。

2 基本方針3－イ

多世代が集い、共に学び合い、憩いの場となる図書館を整備するなど、市民が集う学びの場を創出します。

- ① 勤労文化会館、中央図書館については、指定管理者による管理運営を行い、施設の設置目的である市民の教育と文化の発展に向け、効果的な事業実施に努めます。
- ② 中部公民館の適切な施設管理・運営に努め、ふれあいプラザ祭や大学との提携講座（リカレント講座）などを開催します。また、少年少女発明クラブをさらに発展させ、ものづくりや実験を通年で行い、発明の基礎を学ぶことができるよう、活動を支援します。
- ③ 中央図書館及び歴史民俗博物館における老朽化した電気設備の改修工事を実施し、施設の安全性の向上に努めます。

3 基本方針3－ウ

地域の歴史や伝統文化への理解を深め、継承を図ります。

- ① 文化財に対し補助金・交付金を交付することにより、その適切な保護・保存に努めるとともに、地域に伝わる伝統文化の継承を図ります。
- ② 学校教育の場で、尾張万歳などの伝統芸能の解説・実演を行い教育に役立てるほか、伝統文化の重要性を伝え、後継者の育成を支援します。

4 基本方針 3－エ

文化財を適切に保存し、観光や教育などの幅広い分野での活用を図ります。

- ① 大草城址の文化財指定に向けた関係課との調整や岡田の古い町並などの歴史的遺産に対する支援を行い、その保護や観光などへの活用を図ります。
- ② この地方で古くから行われてきた漁業や知多木綿の道具などを適切に保存・管理することにより、教育現場での出前講座や社会科見学などにおいて活用を図ります。

基本方針4 災害に強く、安全に暮らすことができるまちづくりの推進

南海トラフ地震を始め、集中豪雨などの自然災害による被害を最小限に抑え
るとともに、速やかに復旧できる体制を整えます。

また、犯罪や交通事故が発生しにくい地域づくりを進めます。〔政策2－4〕

【主な施策】

1 基本方針4－ア

市民、地域、事業者と連携した防災訓練や地域・学校などでの講座・講演会の開催等を通じて、地域の防災意識と防災・減災力を高めるなど、防災・減災教育を推進します。

- ① 各種防災訓練を行うとともに、地域や関係機関と連携して防災教育の充実に努めます。
- ② 市内中学生の防災や減災の意識の醸成を図るため、市主催の「ジュニア防災リーダー養成講座」に多くの生徒が参加することができるよう周知に努めます。

2 基本方針4－イ

安全なまちづくり推進員による巡回や地域が行う見回り活動への支援により、地域の防犯力を向上させるなど、防犯教育を推進します。

- ① 保護者や地域から寄せられる不審者等の情報については、保護者向け連絡ツール「tetoru」や愛知県警察本部アプリ「アイチポリス」を利用するなど保護者と情報を共有するとともに関係機関と連携します。
- ② 見守り隊など住民ボランティアと連携した校区内の見回り活動や通学路の見守りなど安全対策を図ります。
- ③ 防犯教室、非行防止教室を実施します。

3 基本方針4－ウ

地域、警察と連携し、交通安全啓発活動を実施し、子どもや高齢者などの交通安全意識を高めます。

- ① 児童・生徒の交通事故防止と交通ルールの遵守及びマナー向上のため、関係機関と連携した効果的な交通安全教室の実施や交通安全の教材を使って、教科や特別活動、総合的な学習の時間における交通安全教育の充実に努めます。
- ② 自転車利用者のヘルメット着用について、積極的に啓発に努め、児童生徒がより安全に自転車を利用できるよう努めます。

4 基本方針 4－エ

通学路や交差点などの交通安全対策を実施するなど、交通安全教育を推進します。

- ① 通学路交通安全プログラムを活用するなど通学路等の安全対策を進め、家庭や地域社会と密接な連携を図りながら日常生活の中で交通安全教育を計画的かつ組織的に行います。
- ② 子どもたちが安全・安心に通える環境を整備するため、通学路の危険箇所について毎年度関係機関と情報共有し、実情に合った対策が進められるよう努めます。

基本方針5 生涯を通じた健康づくりの推進

人生 100 年時代において、長きにわたって心身共に健康に暮らすことができるように、また、医療費の上昇を抑制できるように、健康寿命の延伸に向けて取り組みます。高齢者だけでなく、すべての世代の市民が自分に合ったスポーツや健康づくりに関心をもち、活動できる環境を整備します。〔政策2－5〕

【主な施策】

1 基本方針5－ア

すべてのライフステージにおいて、健康的な生活習慣を確立し、末永く続けることができるよう、生涯を通じた健康づくりを推進します。

- ① 働く世代や子どものいる家族でも参加しやすく、だれもが気軽に楽しめるイベントとして、ちた梅子マラソンなどを開催します。
- ② スマートフォンのアプリを活用して、好きなときに、好きな場所で参加できるランニングやウォーキングなどのオンラインイベント「オクトーバー・ラン&ウォーク」を周知し、様々なライフスタイルに対応できるスポーツ活動の機会を提供します。

2 基本方針5－イ

ラジオ体操やウォーキングなど、地域での健康づくり活動を通して、社会全体で健康づくりを支える取組を支援します。

- ① 健康づくりに取り組む団体を支援し、気軽に健康づくりができる機会を提供します。
- ② 小学校区毎に設定されたウォーキングマップを活用し、安全なウォーキング方法や日常生活での身体活動を増やす工夫など、手軽にできる健康づくりに関する情報を提供します。

3 基本方針5－ウ

地域や関係団体などと連携し、食育を推進し、望ましい食習慣の啓発を行います。

- ① 県内産や知多市産の食材を生かして、地域の食文化を献立に取り入れ、安全・安心でおいしい学校給食の提供に取り組みます。
- ② すべての小中学校で栄養教諭を中核として食育を推進します。
- ③ 地域と連携した地場産物の栽培、収穫体験などを通して、食の大切さを啓発します。

4 基本方針 5－エ

西知多医療厚生組合が整備する温水プール等健康増進施設を活用し、幅広い世代の健康づくり、体力づくりに取り組みます。

- ① 西知多医療厚生組合が海浜プール跡地に、令和6年度にオープンした健康増進施設「アクアマリンプラザ」において、スポーツ団体による市民参加の水泳大会等が開催されるよう調整します。
- ② 西知多医療厚生組合の健康増進施設「アクアマリンプラザ」の開館にあわせて開始した、当該施設での小学校の水泳指導委託を7校に拡大するとともに、インストラクターと監視員を継続して配置し、安全・安心な水泳授業を実施します。

5 基本方針 5－オ

総合型地域スポーツクラブの活動やスポーツ協会、スポーツ推進委員会と連携したスポーツ事業により、自分に合ったスポーツや健康づくりの機会を提供します。

- ① 設立して間もないクラブの円滑な運営を支援するため、補助金を交付します。
また、情報交換会等を開催し、既存クラブの安定した運営を引き続き支援します。
- ② スポーツ協会やスポーツ推進委員会、レクリエーションスポーツ運営委員会などを中心に各種スポーツ事業を開催し、競技力の向上やレクリエーションスポーツの普及を図るとともに、子どもから大人までそれぞれのライフステージに合ったスポーツ活動の機会を提供します。
- ③ 地区スポーツ委員会により、地区ごとのレクリエーションスポーツイベントを実施し、スポーツをしていない人や苦手な人がスポーツに参加するきっかけとなるよう努めます。
- ④ 令和7年9月より中学校における休日の部活動が廃止されることに伴い、知多市の部活動の地域移行への状況や、地域の活動団体を、ホームページや入学説明会等で周知するなど、地域で行われているクラブ活動への参加を推奨していきます。

6 基本方針 5－カ

関係機関や事業者と連携して新たなスポーツ施設を整備するなど、スポーツを楽しむ環境を充実させます。

- ① 愛知県サッカー協会がふれあい広場跡地に整備した「愛知県フットボールセンター知多」や緑広場跡地に整備されたプロフットサルクラブ名古屋オーシャンズの「オーシャンズフィールド」で、サッカーの大会や地域のイベントなどが開催され、賑わいが生まれ魅力ある場所となるよう支援します。
- ② 名古屋港南5区の利用拡大として整備した、野球、サッカー、ソフトボール、グラウンド・ゴルフなどの利用ができる多目的グラウンドを競技練習や大会開催等で有効活用します。
- ③ 知多市民体育館の安定した管理運営が行われるとともに、新たなイベント等が開催され、多くの市民がスポーツを楽しめる環境となるよう指定管理者と連携します。

- ④ 市民が安心してスポーツ活動を行えるよう、スポーツ施設を計画的に改修又は、修繕していきます。
- ⑤ 知多市民体育館の電気設備取替工事や主競技場用柔道畳の買替を行い、市民がスポーツをより快適に行うことができるよう環境を整備します。